

世田谷・九条の会

世田谷・九条の会
ニュース No.65
2022年05月26日発行
(題字 西山簡石)

●事務局 〒154-0017 世田谷区世田谷 1-11-16 世田谷民商気付
Tel:03-6413-9547 Fax:03-6413-9548 Mail:setagaya-9jou@kzh.biglobe.ne.jp
●ホームページ <http://www7a.biglobe.ne.jp/~setagaya-9jou>
●郵便振替口座 記番号 00110-5-260741 世田谷・九条の会

ロシアのウクライナ侵攻と憲法9条

福島 和夫

ロシアがウクライナに侵攻を開始してから、まもなく3ヶ月が経過する。この間、連日ウクライナの都市や村が激しい攻撃を受け、住宅、病院、学校が破壊された。多くの子どもを含む市民が砲撃・暴行を受けて命を奪われ、家を失い、数百万人を超える避難民が出たというニュースに暗澹たる思いでいる。国連の安保理常任理事国であり、最多の核兵器を保有するロシアがこのような粗暴で残忍な行動に出るとは、クリミアやシリア等の延長線上にあるとはいえ、想像を超える。世界のロシアに対する非難、糾弾の声は至極当然のことで、国連総会の場で大多数の国が一致してロシア軍の撤退を求める声をあげ、国連諸機関や赤十字が戦乱に苦しむウクライナ国民の人道援助にあたっていることは心強い。何よりも一日も早い停戦とウクライナからのロシア軍の撤退を求めたい。



他方で見落としてならないことは、このロシアの暴挙に乗じて、日本の政権党内部で、憲法に緊急事態条項を加え、9条を改変して自衛隊を軍隊化、防衛費の倍増が声高に叫ばれていることだ。これが少なからず国内世論の形成に影響している。ネットでは悪意に満ちた偏見が溢れているが、街頭で憲法改悪反対の署名を呼びかけていても、「9条で安全は守れるの?」、「日本も侵略者に対抗できる防衛力を持つべきでは?」、「国連は頼りにならないのでは?」と、率直な疑問を投げかけられることが少なくない。私はこれに以下のような答を持って応じているつもりだ。ひとつの考え方として議論を呼びかけたい。

第一に、憲法 9 条は、日本に戦争を志向する政権が誕生、もしくは「同盟関係」にある他国の要請があったとしても、政府は国民を戦争に動員することがあってはならない、言い換えれば、国は自ら戦争には決して踏み出してはならないという宣言である。この条文は他国に信頼を与えるものであっても、他国からの不条理な攻撃を防ぐものではない。第二に、かといって日本が防衛力という軍備を強化することは、とくに近隣のアジア諸国にとっては、かつての日本の侵略を想起させ、むしろ軍拡と緊張に拍車をかけ、全くの逆効果となる。好戦的な指導者の登場は、ロシアに限らない。ベトナム、イラクに侵攻した米国も例外ではない。9 条に相当する条文を憲法に持たない国家の誤作動を制するのが国連憲章である。先の大戦の戦勝国という特定の国が拒否権を持つ安保理では、当事国が密接に関わる紛争に対して実効性を期待できないのは確か。そこで第三に、国連総会を安保理の上に置く改革を私は望みたい。今、国連では、安保理での拒否権に一定の歯止めをかける提案が出されていると聞く。各国の憲法が 9 条に相当する条文を持ち、上記の「日本」を「各国」と置き換えることができるまでは、まだ時間が必要かも知れないが、私は『平和を愛する諸国民（諸国の政権ではない！）の公正と信義を信頼』（憲法前文）したい。

（事務局 代田在住）

「私たちが、そして未来を担う若人が 真の主権者になるために！」

3.26 九条の会まつざわ 前川喜平氏講演の報告

まつざわ九条の会は、コロナ感染の収束が全く見通せない時期ではありましたが、前川喜平氏の講演会を開催し、小規模会場での良さが十二分に伝わる講演会となりました。

政治権力に対し従順でもの言わぬ牧場の羊にならないために、（国家への）盲目的・自発的隷従者とならないために、そして真の主権者になるために学ぶことの大切さを参加者の方々と共有することができました。

講演アウトラインを、参加者感想を添えながら報告いたします。（小見出しは筆者による）

(1) 〈力の支配〉対〈法の支配〉

ロシア・プーチン独裁政権〈力の支配〉によるウクライナ侵略（報道）を目の当たりにして言えることは、民主主義というシステムは、ポピュリズムや独裁政治を生み出す可能性

を孕んでいる点でオールマイティーではないが、〈法の支配〉実現のためには「よりベター」と言える。国際連合憲章、その理念をいち早く取り入れた日本国憲法・第九条は、〈法の支配〉の理念を端的に示している。

[参加者感想：九条の会の役割は大きいと実感した／改めて「憲法」の重要性を再確認した]

(2) 日本の現状：「力の支配」への誘惑

ロシアにおける報道・言論・表現の自由への統制と偽情報配信による国民の洗脳は、決して他人事ではない。日本国内でも「力の支配」を是とする軍拡容認・推進する政治勢力が勢いを増し、国民の間にも広がりつつある。

[参加者感想：日本の政治状況も危険な状況にあるとの指摘に問題の重大性に気付かされた／怒る感情が武装につながらないか心配]



(3) オールマイティではない民主主義をより健全な形にするために必要なこと

日本国憲法で最も大切な理念は第13条「個人の尊厳」、この根源的価値を実現させるためには〈自由権〉を保障することが重要です。その自由権には精神的自由権と経済的自由権があり、前者は国家権力によって制限されてはならない権利であり、後者は場合によっては規制が必要となる権利です。精神的自由権は経済的自由権より優位にあり、決してその逆ではありません。

[参加者感想：二つの自由権に関する内容には大いに触発された／野党か与党かわからない政党や連合の問題など、日本がまた戦争に関わる事態がおこるのではないかと不安だ]

(4) 精神的自由の獲得～自発的隷従者となるか or 真の主権者となるか

精神的自由の獲得とは、「表現の自由」「報道の自由」あるいは「知る権利」「学ぶ権利」の問題でもあります。国家権力は、本質的に権力維持のためにこれらの精神的自由を制限を加えようとする。

精神的自由権を放棄あるいは規制に甘んじることは、国家権力への盲目的隷従を良しとし、もの言わぬ牧場の羊となることです。戦後の日本の教育政策は、基本的に一貫して「従順な国民形成」にあります。

[参加者感想：子どもたちへ日本の近現代史、現在の政府の方向性など真実を教えたい]

(5) すべての国民が享受すべき自由権としての学ぶ権利とは

憲法第 26 条「教育を受ける権利」が社会権として保障されるとともに、第 23 条「学問の自由」が全ての国民の精神的自由権として保障されなければなりません。

「不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接責任を負って行われるべき」とした旧教育基本法・第十条の持つ意義は非常に大きいものでありました。「不当な支配」とは政治的介入のこと、「直接責任を負う」とは、多数の横暴という脆弱性を持つ議会制民主主義のプロセスを経ないということ。〈自由な学問の成果〉に基づいてのみ教育は行われるべきです。

[参加者感想：旧教育基本法が第一次安倍政権下で改悪されて非常に残念に思う]

(6) 真の主権者となるための教育のあり方

現在の日本の教育の現状は憂うべき状況で、〈自由な学問の成果〉を離れて直接的な政治介入が強まっています。本来学校とは〈自由に学ぶ場〉であるべきです。これが保障されて初めて自分で考える子どもたちが育ち、まっとうな主権者が育つといえます。自分の頭で考える子どもを育てることこそ、真の主権者になるための教育の原点であります。そのための優れた実例を、生徒による批判の自由や生徒自身の頭で考え判断する生徒志向の原則等を謳った独・ボイステルバッハ・コンセンサスという政治教育ガイドラインに見ることができます。

[参加者感想：自分の頭で考え判断することが大切だと痛感／こんな近くで、このような規模の会場で前川さんの講演を聞くことができ大変幸運で、贅沢でした。] (文責春木)

戦争孤児と被虐待青少年を支援して

前田 健一

戦後の孤児が収容されていた児童養護施設には、今は家庭の崩壊によって親と共に生活ができない＝孤児同然の＝子どもたちが入居しています。以下、小生が携わっている「青少

年自立援助ホーム」の状況を報告いたします。

私は青少年自立援助ホーム「(福) 青少年と共に歩む会」の役員をしております。

ウクライナへの侵攻によって、第二次大戦後の日本のように孤児が増えるのではと、心配です。憲法の基本理念に国民の誰もが幸せになる権利がありますが、戦争はこの基本的権利を剥奪してしまいます。

1946年の戦争孤児総数は約13万人(厚生省発表)で、都内では多くの孤児たちが「浮浪児」として「闇市」が立ち並ぶ上野公園や同駅地下道等で野宿生活をしていました。1955年代初期まで続いた『浮浪児狩』で多くの児童が養護施設に收容されました。当時の施設では15歳で退去させており、この年の後半には退去させられた児童の受け皿が求められていました。

当時宿所提供施設「塩崎荘」職員で父子寮の児童を養護施設にさせていた財部氏はその必要性を受け止め、1964年には受け皿作りのための活動を開始せんとしていました。丁度その年の初夏、私が大学2年の時に、ある新聞記事「ドヤ街高橋(たかばし・江東区深川在)の児童学習支援ボランティア求む」に目が留まり、そのドヤ街での支援活動に参加しました。そこで「施設出身児童の自立支援のための第2受け皿の創設を訴える」彼と出会い、その運動に参加してきました。



1967年公的資金も自己資金も無い中、多くの善意の協力で我が国で2番目の青少年自立援助ホーム「三宿憩いの家」を開設しました。1969年には財団法人格取得、1970年には無認可事業の「憩いの家」が第二種福祉事業と認定され、1999年には社会福祉法人に認定されました。

現在ある4つのホームには施設出身児者のみならず被虐待青少年も受け入れ、開設55年の現在、700人超の青少年の自立を支援してきました。

「歩む会」と子どもの虐待防止事業

1990年代後半から我が国の児童虐待件数が増加し、年間2千件(1990年度公式統計)と発表。これに対して、「歩む会」の常務理事広岡知彦氏たちはこの数字は少なすぎると受け止めました。そこで、1991年5月、東京育成園理事長・長谷川重夫氏たちと「子どもの虐待防止センター」を発足させました。

2020年度全国児童相談所の虐待相談件数は20万件超(厚生労働省2021年8月27日公表)。児童虐待の原因は様々で親子間のみだけでなく、貧困・子育て環境の悪化等、社会

問題で政治的課題としての解決策が求められています。

小生は昨年6月まで、17年間「青少年と歩む会」の理事長でしたが、退任に当たりまして55年の長きに亘りご支援・ご協力を戴きました世田谷区民・世田谷区職員の皆様そして世田谷区様に衷心より御礼申し上げます。

結びに、資金運営に大きく貢献して戴いた日本橋高島屋様・黒柳徹子様並びに歩む会の生成・発展期を支えられた初代理事長・原忠男玉川大学教授・二代目吉川経夫法政大学名誉教授・三代目佐藤文男元東京都財務局長をご紹介申し上げ、今後も『戦争孤児ゼロ』と『児童虐待ゼロ』を目指す『歩む会』をご理解ご支援ください。（川崎市在住）

「平和とは」

永田 耕治

2月24日に始まったロシアのウクライナ侵攻後、私の頭の中はぐちゃぐちゃになっていますがこの辺で頭の整理を試みようかと思いました。

一つだけはっきりしていることは、たとえどんな理由があるにせよ今回ロシアがウクライナに武力をもって侵攻することは絶対に許されない行為だということです。

ただ、ソ連崩壊後のウクライナでの政治状況について詳しくは知りませんが、親西欧派と親ロシア派との政権抗争がたびたび起こっていたようです。

想像ですがウクライナ国民の中にはどちらにも属さない中立路線を主張する人たちもいたのでしょうか私たち（9条の会員）のように少数派だったのかもしれませんが。

現在のゼレンスキー政権はNATO加盟を進めていたようですし、そのためかどうかはわかりませんが、政権に批判的な東部の住民に対する弾圧もひどかったようです。

そのうえ早くから最新鋭の武器を購入したり、アメリカの軍事顧問団を受け入れたりしてむしろロシアとの緊張状態を容認してきた責任は免れないのではないのでしょうか。

平和を求める外交努力をしてきたという報道はいつさい聞こえてきません。

毎日テレビで流されるロシアの残虐行為とそれと戦う正義の？ゼレンスキー大統領の報道を見て、日本国民はこれからどういう考え方になっていくのでしょうか。

私がZOOMで定例的に話をしている古い友人たち（ごく普通の元サラリーマン）はまさに単純にロシアは悪、ウクライナは善となっています。

中には今では死語となった「ロスケ」などと言った差別用語を使う人もいます。

今まで政治には関心がないと言っていた連中が急に平和主義者になったような錯覚を覚えますがこの人たちは本当に平和ということを考え始めたのでしょうか。

憲法9条などという言葉が彼らから今まで一度も聞いたことがありません。

私のように世界各地の戦争や紛争に関心を持ち、積極的ではないにせよ戦争反対の署名やたまにデモなどにも参加してきた人間から見ると複雑な気持ちが起こってきます。

さて、今回のロシアによる侵攻が今後日本人の考え方にどのような影響をもたらすのでしょうか。

先日のBS-TBS報道1930の番組では自民党の佐藤外交部会長と防衛研究所の高橋氏が出て、話題はウクライナの戦況の解説から始まり、次に中国による台湾侵攻があった場合アメリカは守ってくれるのかという台湾政府側の発言を紹介し、最後に日本の防衛もアメリカを頼りにせず自主防衛が大事だという見事な世論操作の結論になっていました。

先日の国会でもゼリンスキー大統領にプロパガンダ演説を許し、れいわ新選組以外の全政党が賛同のコメントをしていたのを聞くと、これから日本も外国からの侵略に対しては武力で戦わなければいけない、だからもっと高度な武力を備えなければいけない、という考え方が広まっていくのではないかと心配です。

先日も記者から共産党の志位委員長に、どこかの国が攻めてきたらどうするのかという仮定の質問があったようです。

私は、もし共産党が政権を担うことになったら絶対に外国から侵略されることがないような外交をします、日本には憲法9条があるのだからこれを外交姿勢として徹底しますとはっきり言って欲しかったです。

「平和」という概念には誰も異存はないものの安倍元首相に代表される長年の自民党政権の「平和」は緊張の無い国際関係や絶対に戦争を起こさないという「平和」を望んでいるとはとても思えません。

本当の「平和」を追求するには日本の憲法9条を守るだけではなく、その精神を確実に実行することではないでしょうか。

そのためには近隣諸国とは平和条約を結んでおくことや、国民同士も日頃から仲良くしておくことなど政府と国民の責任を今改めて感じています。

(用賀在住)



参議院選挙は“平和の分水嶺”

小川 講平

アジア太平洋戦争で敗戦した日本は、1952年主権を回復しましたが、沖縄は米軍統治下におかれました。沖縄の人々は、「銃剣とブルドーザー」の強権のもと「基本的人権や言論の自由のない」状態から、「日本国憲法のもとで基本的人権が保障され、基地のない平和な沖縄」への復帰を目指し粘り強い運動を行いました。その結果、沖縄の施政権が50年前の1972年5月15日に日本に返還されました。しかし、沖縄の人々の「復帰への願い事」は実現せず、沖縄は米国の安全保障戦略の位置づけとそれを追認する政権政党・議員によって基地強化が強いられ、基本的人権が侵され続けています。

2022年2月24日ロシアが国連憲章と国際法に違反したウクライナ侵略を行いました。日本の改憲勢力は、国民の「不安」に付け込み「武力が弱いから付け込まれた」と、これを利用して「日米同盟の強化」と憲法9条改定の策動を進めています。（自衛隊の軍拡に）NATO諸国と同様に軍事費を国内総生産（GDP）比で2%を持ち出しています。さらに、「敵基地攻撃（反撃）能力の保持」の検討や具体化を進めています。さらにNATOの「核共有」を議論すべきと発言しています。

衆議院憲法審査会は5月12日（木）12回目の審査会を開催し、自民党理事の新藤義孝議員は「9条に自衛隊を明記し国防規定を設けることは、緊急事態条項の整備とあわせ、最優先で取り組むべき課題である。国防に準ずる規定がないことはおよそ不自然だ」と国会ではじめて9条に自衛隊を明記すべきと発言を行いました。自民党は参院選挙に向けて憲法審査会審議の加速を強め、維新の会は改憲に向けてあからさまに自民党の援護を行っています。

これら発言する人々の背景になっているのは、米国の安全保障戦略に基づく今年1月の日米2プラス2協議と日米首脳会談の対米公約にあります。“軍事対軍事”で平和が実現しないことはウクライナの惨状を見れば明らかです。軍事による抑止は、平和につながらない。なぜ判らないのでしょうか。憲法の平和主義が理解できず“軍事対軍事”による発想に固執しているからでしょう。

208 回国会は、昨年の衆議院選挙の結果、憲法改憲を進める自公以外の維新の会・国民民主党の議席を合わせて三分の二以上を占める国会に様変わりしました。維新の会は国会開会前から憲法審査会の開催を強く要求、国民民主党も同調しました。その結果、私たちの「憲法審査会は開催するな」の声を無視して、衆議院は 2 月 10 日に第 1 回憲法審査会を開催し、それ以後毎週木曜日に憲法審査会が開かれ、これまでに「国民投票法」「憲法第 56 条第 1 項の国会への出席」「緊急事態条項」などについて「意見」を交わしています。参議院は、3 月 23 日（水）第 1 回参議院憲法審査会を開き、それ以後 4 月 6 日、13 日、27 日に開き「憲法第 56 条第 1 項の国会への出席」について「意見」を交わしています。（5 月 15 日現在）憲法審査会のこれまでの内容は、衆議院・参議院の HP から憲法審査会の録画が視聴できます。



衆議院と参議院の憲法審査会の審議回数や審議内容を見ると衆議院審査会が圧倒しています。参議院は、憲法改正を目指す議員数が三分の二を超えていないからです。

7 月に行われる参議院議員選挙で憲法改憲をめざす議員を三分の二以下にさせ、「憲法を守り、いのちとくらしを守る」議員を多く当選させることが必要です。そのために参院選に憲法改憲を掲げる党候補者には投票しないしてほしいと訴えたいと思います。

今度の参院選挙を市民と野党の共闘による民主的政権の実現に向けた一步にしていきませんか。
(深沢在住)

昭和 20 年の記憶－空襲そして敗戦－

土屋 光男

70 数年前のことだが、3 月 10 日の東京下町へのアメリカ空軍による大空襲を、世田谷の代沢の高台から見ていた。都心方面の夜空は、オレンジ色一色ですさまじい光景であった。まさに戦争の真っ只中にいた。

「向島にいる兄貴はダメだろう」と隣の男性が深くつぶやいた。

それから二日して、当時中学三年生（旧制の五年制の中学校）であった私は勤労働員で働かされていた大崎駅前の高砂鉄工（現高砂熱学）の亀戸本工場が全焼したということで、その焼跡の始末に動員された。

3月13日と思うが、秋葉原駅前に集合させられた中学生数十名は、総武線が不通のため千葉方面へ向かう大通りを歩き、隅田川にかかる両国橋を渡った。その一帯は全くの焼野原で大通りには焼死体がゴロゴロしていた。

運河には溺死体が折り重なって浮いており、マネキン人形が黒焦げになったような無残な光景の中、私たちは黙々と歩くだけであった。

工場の焼跡にはすでに数人の男たちがいた。手に手に出刃包丁をもっていて、焼跡に転がっている馬の死体から肉を無造作に切り取っていた。男たちの話し言葉は日本語でなく朝鮮語のように思えた。ここでまた「戦争」のすさまじさの現実を私は見せつけられた。

晴天だったその日、空には雲ひとつなく、また、見渡す限り亀戸一帯は焼野原で、わずかに残る鉄筋ビルの残骸以外は何も無かった。身を隠す物が皆無のここに、米軍機が来たら、私たちは恰好の標的となり撃たれるだろうと思った。東京の街は戦場になっていた。

父はその当時、鉄道省の新橋運輸部勤務であったため、緊急の出動にそなえて、単身で役所指定の宿舎に入るよう命令が出て、家族は疎開することになった。

三月末、母と私は、母の実家のある広島県福山市へ行くことになった。二人の兄は兵役につき中国大陸にいた。四月になると B29 の空襲は東京や大阪などの大都市から地方の中小都市へとかわっていった。姫路・岡山などが空襲され、次は福山、倉敷がやられるのではと言われ、東京から運んだ家財道具の大部分を福山近郊の農家の離れにそのまま運んだ。

その頃のある夜、B29 は福山上空に大量のビラをまいた。それはきわめて上質の紙に印刷されていた。日米の貧富の差を痛感させられた。

「近く下記の都市を爆撃するから、市民の皆様は疎開するように」というものだった。

それから一週間ほどして、B29 約五十機による焼夷弾攻撃があり、私たちが住んでいた祖父の家作は焼かれた。畑に囲まれた祖父の家は運よく延焼をまぬがれた。福山市の八十%

が焼かれ、駅のすぐ北にあった五層の福山城も姿を消した。天守閣は火をふき、壮絶に焼け落ちた。

その一週間後に戦争は終わった。

敗戦の四日後の 19 日に、母と東京に向かった。銀座にある鉄道省の寮にいる父に会うためであった。山陽本線は運行していた。私たちが乗ったのは、客はまばらですいていたが、家畜の異臭がする貨物列車であった。急行列車なみの停車駅だったようだが、放送もないのでわからない。ただ大阪行きということだけがわかっていた。



トンネルにはまいった。貨車には窓がないので、煙をさえぎようがなかった。乗客には復員兵と疎開帰りらしい人が多かった。みんな敗戦国の人間だとしみじみ感じながら乗っていた。

今思えば、戦争はこりごりだ。二度と繰り返したくない。それが九十数年生きた私の切なる願いだ。戦争のない平和こそが、今を生きる人間としての絶対の願いである。(代沢在住)

2022 年 5 月 14 日交流会の記録

鳥山、代沢、桜丘・経堂、成城・祖師谷、弦巻・新町、世田谷の 6 つの九条の会から 12 人が参加。

1. 出席者自己紹介：桜丘・経堂から 30 代の若手が参加。
2. 世田谷・九条の会事務局から、昨年 12 月以降の活動経過と情勢に関する簡単な報告。事務局に寄せられている事前・事後の情報はできる限りホームページで紹介している。
3. 次いで、各九条の会から、情勢を含めて行動事例の報告と参加者の相互討論
 - 代沢：シール投票を下北沢で実施。九条の会のノボリを出さずに、「シール投票の会」として実施。1 時間強の時間だったが、予想以上の 67 人が投票、若い

人にも平和志向が強いという結果が得られて勇気づけられた。5/15には三軒茶屋でもやるつもり（後日、60人が投票し、ほぼ同じ傾向だったと報告あり）。この街頭宣伝の方法について、同じように工夫が必要という声が年金者組合などからもあがっていると参加者よりコメントあり。

- 成城・祖師谷：戦後70年になって初めて戦争がまた起こるかも知れないと思うようになった。成城・祖師谷地域ではかねてから世田谷区での米軍ヘリの低空飛行を問題としてきた。毎日新聞の報道を契機に、改めて取り上げるようになった。区民の騒音苦情に対して区の対応は担当者任せで継続性がなかった。横田一六本木の頻繁なヘリ飛行は、放置していると当たり前になり、事故等の危険性が高まる。区との協議、事後経過、それらを記録として残していくことが大事ではないか。全国県知事会の「米軍基地負担に関する提言」などを生かして区民の声を地域行政に活かしていく。成城・祖師谷だけではなかなか動きがとれないので、世田谷全体としての取り組みにしていってはもらえないか。

- 烏山：毎月の定例宣伝行動を続けていて、これが街の景色になっている。ウクライナ侵攻後雰囲気が変わり、この2～3ヶ月でまた少しずつ変化が生まれている。国連憲章と憲法、武力による抑止論と憲法9条などキーポイントをおさえた訴えが大切。署名の集りは良くないが、向けられる視線は冷たくない。5月22日に今年度の総会を開いた。近現代史の学習会はずっと続けて



いて、毎回25人くらいの参加がある。区の施設の活用、また世田谷では、区民の自主的活動や自治活動への区の補助がある。積極的に活用を図ることが、区政への住民参加に繋がる。ふじみ荘、北烏山地区会館の統廃合のように利用率が低いとして廃止や統廃合が進められている実態がある。鹿児島県学生寮跡地を緑地として残す運動もある。平和と生活両面で利用される施設の維持は、取り組むべき課題ではないか。

- まつざわ：コロナ禍で、街頭での行動がストップしているため、メールマガジン（Hot News）方式でニュースを会員に伝えている。前川喜平さんの講演会（世田谷区の講師派遣事業として実施され、次号世田谷・九条の会ニュースに掲載される）では、多くの感想が寄せられた。前川さんがとくに問題にされた

点は、教育に「愛国」が持ち込まれていること＝「個人より国に資すること」が強調された教育環境整備。代沢のシール投票結果解釈への疑問＝今の状況は戦前のイメージに重なると感じている。本当に多くの若い人がこのシール投票に出たような意見を持っているのだろうか？（大体 30 人に 1 人くらいの投票率だったのでバイアスはあるだろうとの回答）

- 桜丘・経堂：若手 3 人が加わって事務局を活性化することになった。今日参加した M さんは、沖縄出身のフリーのディレクター。若い世代に、地域の人から取材したことを伝えることで、日本の近現代史を共に勉強していきたいと考えている。Yahoo Japan の「未来に残す戦争の記憶」に関わっている。
- 代沢、成城・祖師谷、烏山、まつぎわの各九条の会から、資料を持参・配布、説明された。

4. 16 周年のつどい（11/12、会場は梅丘パークホールの午後を確保）：小澤隆一さんに講演を依頼することで賛同を得た。現在折衝中。



今年の 5.3 憲法大集会

【俳句教室（2）】

山形 三郎

「俳句の作り方」

俳句にしたい、謡ってみたい光景（自然や町の風景）や人事、気持ちをフレーズ（成句：2語以上の結びつきのある一定の意味を表す句）にしてみる。日常生活の中で驚きを感じる事などが材料となり易い。メモに書いてみれば良い。メモ用紙やノート。五・七のリズムに乗せる。五は五音の言葉で、七は七音の言葉。七・五でも良い。それをひと続きの一行の文章にする。縦書きが良いが横書きも可。

そこに一つの季語が入っているか、なければ入れて見る。季語は季節を表す言葉で、季節の雰囲気を持ち、人々に共通のイメージを与える。季語は、季語辞典（電子辞書にも入っている）で検証する。その時に、必ず、例句が出ているので、参考にすること。

「俳句の基本構造」

17音から成る詩。上五一中七一下五。

俳句を文字数で数えてはならない。音の数で数えること。その音の数を、17音に整える。これが所謂「定型」である。音読すると、心地よいリズムを感じる事がある。この短い詩の中に「季語」が入っている。

{例示}

光景：細かい春の雨が降っている。公園のテントで、木馬が廻っているが、雨で子供達が遊びに来られない。ただ、木馬が虚しく廻っている。

フレーズ化：静かに春雨の降る公園の木馬。廻っているが主人公の子供は居ない。春の何か物憂げな気持ち。

例句：「春の雨主（ぬし）なく廻る木馬かな」

今月の投句欄

「九条の重みずしりと五月来る」（Aさん）

「馬子唄のひびく真昼のあやめの湯」（Mさん）

俳句添削教室

例：「菖蒲湯の熱さで感じる立夏かな」

問題点：「菖蒲湯」と「立夏」は、同じ五月五日の季語。「熱さ（暑さ）」も夏の季語。季語は一つで良い。「熱さ」を強調しているので、「立夏」を生かす。「熱さ」は、感じる感覚。

「熱さで感じる」の「感じる」は不要。言葉が無駄に使わないこと。17音でしか表現出来ないのが俳句である。

添削案「子と入る風呂の熱さの立夏かな」

世田谷区内九条の会は、3月末、有志の連名で以下のアピールを発表しました。

侵略行為に強く抗議！

ロシアはただちにウクライナから撤退せよ！

2022年3月25日

世田谷区内九条の会（世田谷、弦巻・新町、代沢、代田、烏山地域、桜丘・経堂、成城・祖師谷、深沢、まつざわ 各九条の会）有志

ロシアが軍事侵攻した2月24日から1ヶ月、ウクライナでは今日も病院、学校、市民の避難所への無差別攻撃で、多くの民間人・子どもが殺傷され、住宅・文化財ほか庶民の生活基盤が根こそぎ破壊されています。その惨状は目をおおうばかりです。ロシアは国連憲章と国際法を踏みこじった非人道的な侵略行為をやめ、ウクライナから直ちに撤退することを強く求めます。

ロシア・プーチン大統領は、国内では、反戦を訴える市民を強権的に拘束し、国外の批判や経済制裁に対しては、核兵器大国であることを誇示し、核の使用をちらつかせて脅す姿勢を示していることは許しがたいことです。

このプーチンの蛮行に乗じて、日本国内では、自民党を筆頭として、米国との核共有、従来枠を超えての防衛費大幅増、9条を含む憲法の改悪を一気に進めようとする動きがあります。しかし、これは、際限のない武力依存に向かうスパイラルの道であり、日本国民を戦争に巻き込む危険な道です。

今、日本政府がなすべきことは、唯一の戦争被爆国として、核兵器禁止条約を直ちに批准し、武力によらない国際紛争の解決を宣言する日本国憲法をかかげる日本国民の立ち位置を明確にし、戦争被害者の人道支援と、一刻も早い停戦に向け、最大限の外交努力を払うことです。

私たちは、世田谷区内に住み、働く皆さんに、ともに反戦平和の声を上げていくことを広くよびかけます。

ロシアはただちにウクライナから撤退せよ！

エスカレートする武力で平和は守れない！

日本政府は、今こそ核兵器禁止条約を批准し、核兵器廃絶の先頭に立て！

日本政府は、憲法に従い、被災者の人道支援と、停戦仲裁で国際貢献せよ！

【おたより】

☆ 世田谷・九条の会の編集の皆様 前略 初めに署名用紙の送付が遅くなり、誠に恐縮です。毎号の機関誌の投稿には心動かされ、また歴史を学ばせて頂いていると強く感じています。小生には投稿に値する体験はありませんが、次号からの機関誌を楽しみにしております。

(川崎市 Mさん)

【編集後記】

☆ ロシアのウクライナ侵攻を報じるテレビやネットの映像で、破壊された住宅や病院、家も家財も失って逃げまどい、何日もの間、水も食糧も乏しい地下壕に身を潜める人々の姿を目の当たりにして、先の大戦での空襲の記憶を思い起こされた方は少なくないのではないのでしょうか。戦争の実体験のない戦後生まれの世代も、親や祖父母の世代から聞いてきたことが、再現されていることに強い衝撃を受けていると察します。長期にわたるコロナ禍で子どもたちには、不安やストレスがたまっていることに加えて、この惨憺たるニュースに、世界の指導者たち(=大人たち)が、自身の保身や自国の損得勘定を第一に考え、停戦と平和的解決に向けて本気で取り組まない姿が悪影響を及ぼさないことを心から願っています。

☆ 去る3月26日(土)、「戦争させない!九条こわすな!世田谷連絡会」主催の区民集会&パレードが、久しぶりに開かれ、150人が参加しました(右写真)。区民会館が工事中であるために、集会の場所を会館近くの若林公園に移しての集会でした。パレード



の途中で、「9条で日本を守れると思っているのか」と停めたトラックの窓から声を上げた男性がいました。パレード後列の方と議論になったそうです。今は、このような双方向の議論が街頭宣伝の場でも必要な時なのではないのでしょうか。

☆ 寄金の振込用紙を同封します。諸物価高騰の折、大変恐縮ですが、財政的な支援もお願いします。